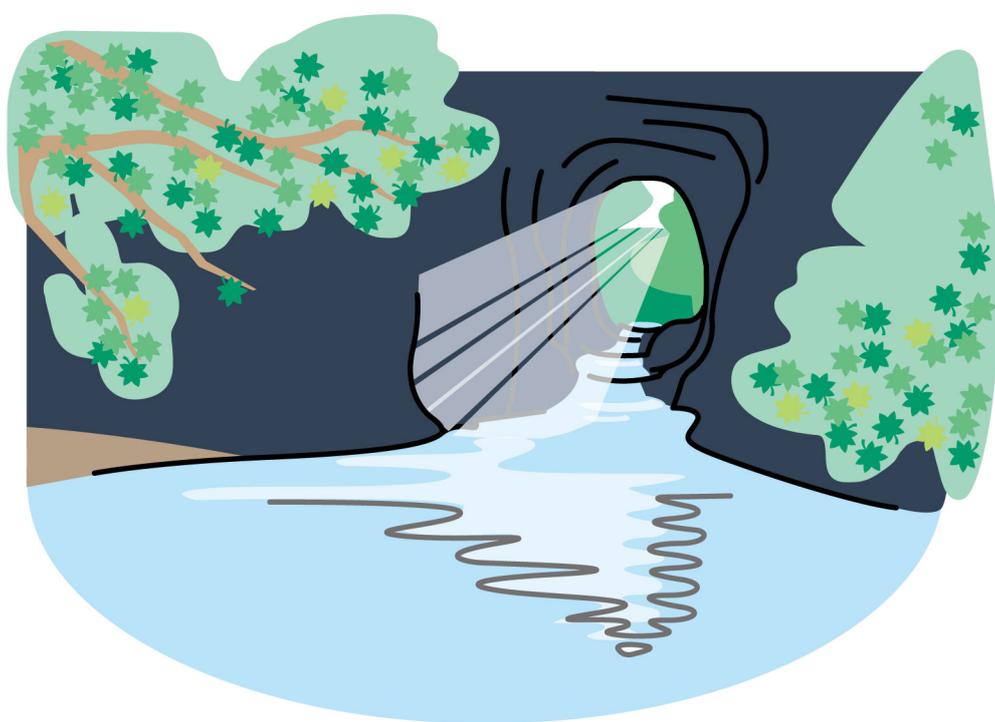


## 第5章 計画の推進に向けて



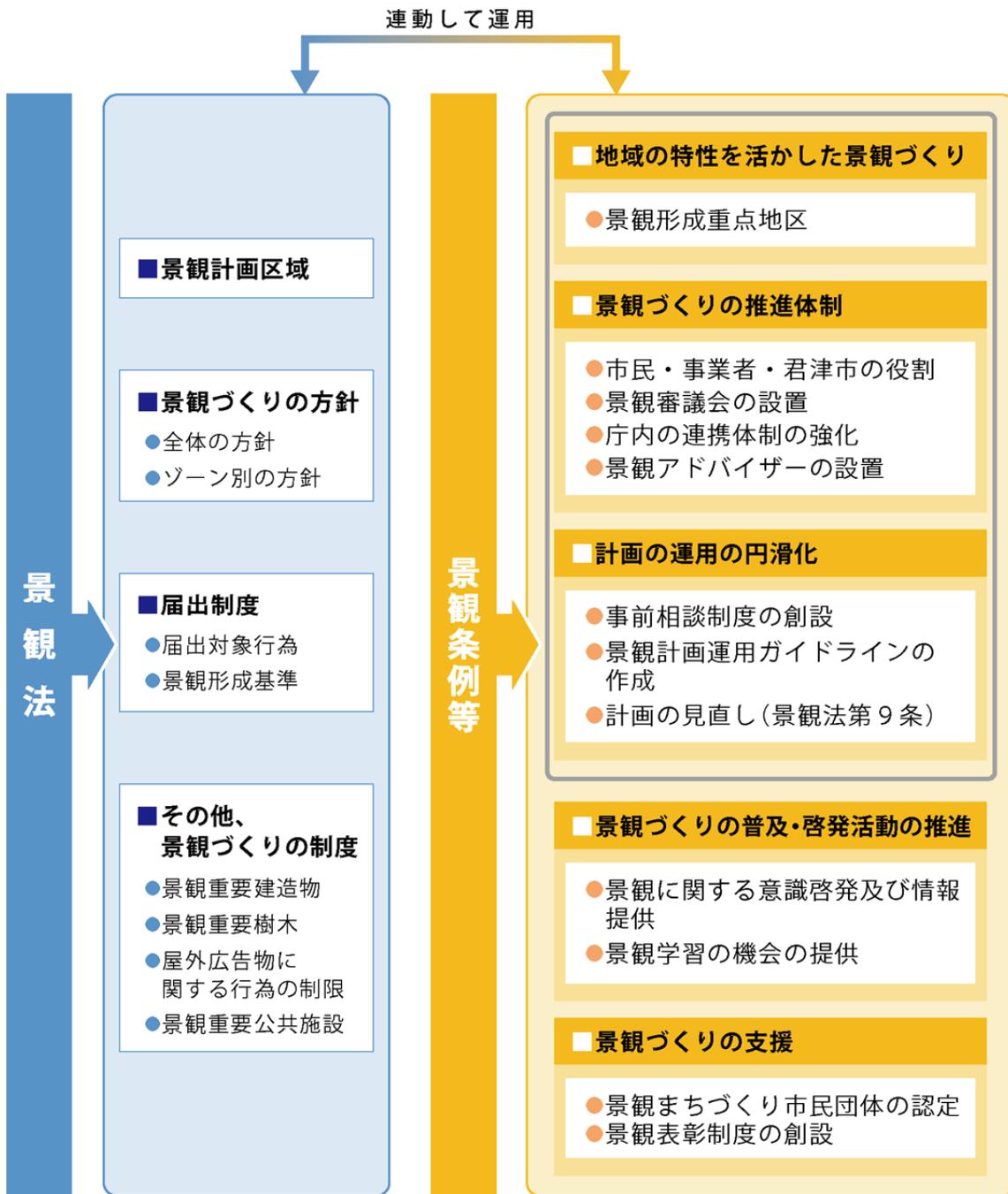
5-1	推進の方策の体系	65
5-2	推進の方策の検討	66



## 5-1 推進の方策の体系

景観計画に基づく良好な景観づくりを推進するためには、景観計画を適切に運用していくための仕組みづくりや、市民や事業者が景観づくりに取り組み易くするための方策が必要であることから、これらの方策を定め、活用していきます。

推進の方策の体系図



## 5-2 推進の方策の検討

### 1 地域の特性を活かした景観づくり（景観形成重点地区）

景観計画では、市全域を景観計画区域とし、景観形成基準などを定めることで、緩やかに良好な景観の形成を図っていきますが、君津の「顔」であり、本市の重要な拠点となる地区などは、その地区の個性を活かして、よりきめ細かい景観まちづくりを行う必要があります。

そこで、本市の景観の形成を図る上で特に重要な地区は、次の方針に基づいて、地区の住民等と協議をしながら「景観形成重点地区」として指定し、地区独自の景観形成基準などを定め、重点的に景観まちづくりを推進することとします。

なお、指定は、景観審議会の意見を聴いた上で行います。

#### (1) 指定の方針

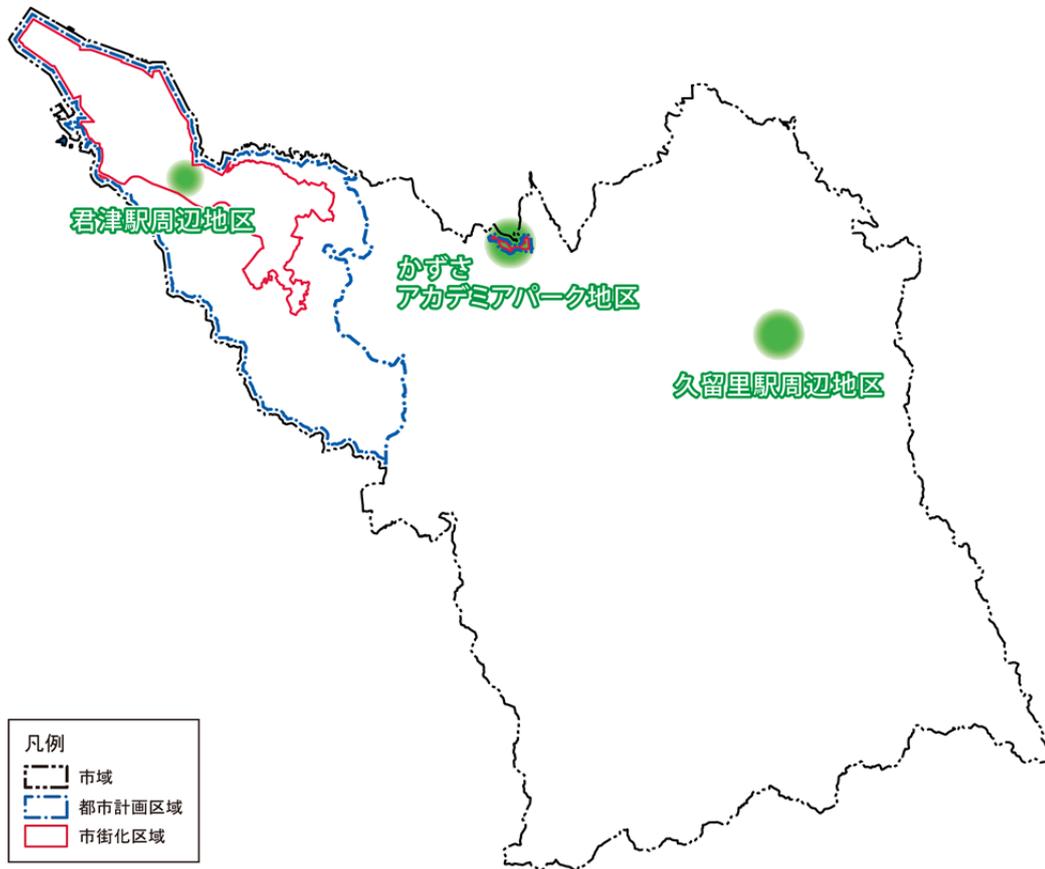
「景観形成重点地区」の指定の方針は、次のとおりです。

- ①君津の「顔」であり、本市の重要な拠点となる地区
- ②君津の特徴的な歴史文化の趣を残し、その保全・再生を図る必要のある地区
- ③豊かな自然景観を重点的に保全する必要がある地区
- ④優れた眺望景観を重点的に保全する必要がある地区
- ⑤市民、事業者など自らが合意形成をもって景観まちづくりを推進したい地区

#### (2) 候補地区

今後「景観形成重点地区」として指定しようとする候補地区は、すでに、君津市総合計画や君津市都市計画マスタープランなど上位・関連計画で位置づけがあり、かつ、地区の個性を活かした景観まちづくりを促進する必要がある次の3地区とします。これらの地区については、今後、地区の住民や関係機関などの意向を十分に踏まえた上で、順次、指定を検討していくものとします。

なお、新たな候補地区については、本市の状況の変化等に留意しながら、必要に応じて選定を検討していくものとします。



### ① 君津駅周辺地区

君津駅周辺は、昭和40年代から土地区画整理事業が行われ、良好な市街地が形成されています。

「君津市都市計画マスタープラン」では、君津駅周辺を「都市交流拠点」として位置づけており、本市の玄関口にふさわしい魅力的な景観の創出・向上を図る必要があります。

また、電線類の地中化や舗装面の高質化、地域住民による花植え活動などの取り組みも行われています。

このことから、君津駅周辺地区を景観形成重点地区の候補とします。



君津駅北口ロータリー



君津駅南口ロータリー

## ② 久留里駅周辺地区

久留里駅周辺地区は、古くから久留里城の城下町として栄え、現在も歴史的建造物が残り、城下町としての名残をとどめています。本市では、内陸部の中枢を担う久留里地区を中心とする地域を「副次核」として位置づけ、「君津市副次核整備基本構想」を策定しています。この基本構想に従い、久留里駅前交通広場や久留里観光交流センターの整備を行い、併せて景観も整備されてきたところであり、引き続き、歴史的なまち並みの保全に取り組む必要があります。

また、地域の団体が主体となり、商店街沿いの歴史的なまち並みを再生するなどの取り組みを進めています。

このことから、久留里駅周辺地区を景観形成重点地区の候補とします。



金物店



久留里観光交流センター

## ③ かずさアカデミアパーク地区

かずさアカデミアパーク地区は、千葉県が中心となって「かずさアカデミアパーク景観形成誘導指針」を定めており、これまでも指針に示されたルール（建築物の規模やデザイン・色彩・材料、緑地率、屋外広告物等）に基づいた整備が行われてきました。その結果、地区内には周辺の自然と調和した美しい景観が形成されています。

このような良好な景観の形成を今後も継続していくため、かずさアカデミアパーク地区を景観形成重点地区の候補とします。



かずさアカデミアパーク地区（かずさ4号公園）



かずさアカデミアパーク地区

## 2 景観づくりの推進体制

### (1) 市民・事業者・君津市の役割

景観計画に基づく景観づくりを進めていくためには、景観づくりの主体である市民・事業者・君津市の3者が自らの役割を担い、連携しながら、良好な景観の維持・創出に取り組む必要があります。

#### ● 市民

自分たちが暮らすまちや地域への関心を高め、景観を学び、沿道の清掃美化活動や花植え等の緑化活動などに積極的に参加し、主体的に景観まちづくり活動に取り組むことなどが求められます。

#### ● 事業者

自らの事業が周辺の景観に及ぼす影響を考慮し、良好な景観の形成に積極的に取り組むことや地域の景観まちづくり活動に積極的に参加することなどが求められます。

#### ● 君津市

市民、事業者、国や県その他の関係機関等と連携を図りながら、景観計画の円滑な運用に努め、主体的に景観づくりを推進します。また、景観計画を適切に運用していくための仕組みづくりや、市民が景観づくりに取り組み易くするための方策を定め、活用するなどの取り組みを行います。

市民・事業者・君津市の取り組みの一例

景観づくりの主体	景観づくりの取り組み
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観に配慮した住宅の建築等</li> <li>・ 自宅の庭をガーデニングするなど緑化活動の実施</li> <li>・ 道路の清掃活動など身近な景観への配慮</li> <li>・ 景観づくりに関するイベントなどへの積極的な参加</li> <li>・ 景観まちづくり市民団体などの設立や参加</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観に配慮した住宅の建築等</li> <li>・ 廃棄物等の景観阻害要因の撤去・回収</li> <li>・ 屋外広告物のデザインの工夫</li> <li>・ 地域の景観まちづくり活動への積極的な参加</li> <li>・ 国や市などの行政が実施する景観づくりに関する施策への協力</li> </ul>
君津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 景観計画の適切な運用</li> <li>・ 景観づくりに関する制度の整備</li> <li>・ 景観づくりの普及・啓発活動の推進と支援</li> <li>・ 国や県など関係機関への協力の要請</li> <li>・ 景観づくりに携わる市民や事業者との継続的な意見交換等</li> </ul>

## (2) 景観審議会の設置

景観計画の変更、景観形成重点地区や景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の指定、届出対象行為に対する勧告・変更命令に関する事項などについて、専門的な立場から審議する景観審議会を設置します。

## (3) 庁内の連携体制の強化

良好な景観を形成するためには、景観事務を所管する部署と公共施設の整備を所管する部署など庁内の各部署が連携して取り組むことが重要です。そのため、各部署が連絡調整や情報交換ができるよう庁内の連携体制の強化を図ります。

## (4) 景観アドバイザーの設置

届出の事前相談や地区の景観づくりの取り組み、公共施設を整備する場合の良好な景観の形成に関する事項などについて、専門的な立場から助言を行う景観アドバイザーを設置します。

# 3 計画の運用の円滑化

## (1) 事前相談制度の創設 ※40 ページ「届出の流れ」参照

建築主や事業者等が円滑に届出を行うことができるようにするため、市に届出を行う前に、景観計画の内容について相談できる事前相談の制度を設けます。

なお、市は、事前相談の際には、必要に応じて景観アドバイザーから助言を仰ぎ、良好な景観が形成されるよう緩やかに誘導します。

## (2) 景観計画運用ガイドラインの作成

事前相談や届出を行う際に、市民・事業者・君津市が良好な景観の形成のために配慮すべき事項について共通認識をもつことができるようにするため、景観形成基準について分かりやすく解説したガイドラインを作成します。

## (3) 計画の見直し（景観法第9条）

景観計画は、随時内容の検証を行うものとし、景観形成重点地区の指定を行うなど、より良い景観の形成に向けて充実を図ります。さらに、社会情勢の変化や景観づくりの進捗状況を踏まえつつ、総合計画や都市計画マスタープランの見直し時期に合わせて、必要に応じて景観計画の見直しを行います。

なお、計画の見直しの際には、景観審議会の意見を聴くものとします。

## 4 景観づくりの普及・啓発活動の推進

### (1) 景観に関する意識啓発及び情報提供

市民や事業者の景観への関心を高め、景観の重要性を再認識してもらうため、君津市景観写真展など景観に関するイベントを開催します。

また、パンフレットや広報誌、ホームページ等を活用し、景観計画の内容を周知するとともに、関連情報を提供します。



君津市景観写真展

### (2) 景観学習の機会の提供

市民や事業者が景観づくりに関する理解を深め、主体的に景観づくりに取り組むことができるようにするため、景観に関するワークショップなど景観について学ぶ機会を提供します。

## 5 景観づくりの支援

### (1) 景観まちづくり市民団体の認定

清掃美化活動や花植え活動など地域で景観まちづくりに取り組む団体を「景観まちづくり市民団体」として認定します。

また、情報の提供や技術的な助言の実施など、地域の魅力を高める景観まちづくりに取り組む団体への支援を検討します。



公園ボランティア活動



清掃美化活動

※写真は、イメージです。

### (2) 景観表彰制度の創設

市民や事業者の良好な景観まちづくりに関する意識の高揚を図るため、良好な景観の形成に寄与している建築物等の所有者、設計者、施工者等や、景観まちづくり活動等を行っている個人や団体を表彰する制度の導入を検討します。

